

○一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）

改 正	現 行
自旅第128号	自旅第128号
自環第241号	自環第241号
制定 平成11年12月13日	制定 平成11年12月13日
国自旅第35号	国自旅第35号
一部改正 平成13年3月29日	一部改正 平成13年3月29日
国自旅第159号	国自旅第159号
一部改正 平成14年1月30日	一部改正 平成14年1月30日
国自旅第69号	国自旅第69号
一部改正 平成14年7月1日	一部改正 平成14年7月1日
国自総第138号	国自総第138号
一部改正 平成16年6月30日	一部改正 平成16年6月30日
国自旅第76号	国自旅第76号
一部改正 平成17年4月28日	一部改正 平成17年4月28日
国自旅第23号	国自旅第23号
一部改正 平成17年4月28日	一部改正 平成17年4月28日
国自旅第226号	国自旅第226号
一部改正 平成18年1月20日	一部改正 平成18年1月20日
国自旅第183号	国自旅第183号
一部改正 平成18年9月29日	一部改正 平成18年9月29日
国自旅第107号	国自旅第107号
一部改正 平成19年7月25日	一部改正 平成19年7月25日
国自旅第117号	国自旅第117号
一部改正 平成20年6月27日	一部改正 平成20年6月27日
国自旅第146号	国自旅第146号
一部改正 平成21年9月29日	一部改正 平成21年9月29日
国自旅第271号	国自旅第271号
一部改正 平成25年10月31日	一部改正 平成25年10月31日
国自旅第436号	国自旅第436号
一部改正 平成26年1月24日	一部改正 平成26年1月24日
国自旅第172号	国自旅第172号
一部改正 平成26年10月10日	一部改正 平成26年10月10日
国自旅第200号	国自旅第200号
一部改正 平成28年11月1日	一部改正 平成28年11月1日
国自旅第295号	国自旅第295号
一部改正 平成28年12月20日	一部改正 平成28年12月20日
国自旅第363号	国自旅第363号
一部改正 平成29年2月28日	一部改正 平成29年2月28日
国自旅第53号	国自旅第53号
一部改正 平成29年6月7日	一部改正 平成29年6月7日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について

- 1 略
- 2 略

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第
1項）

(1)～(9) (略)

(10) 事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を
有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ヘ)のそれぞれにつ
いて記載するものとする。

(イ) 営業収益

(ロ) (9)①(ハ)～(ヌ)に係る費用

(ハ) 適正化機関に納入する負担金の額

(ニ) 営業外収益

(ホ) 営業外費用

(ヘ) 他事業からの繰入

② (9)①(ハ)～(ヌ)に係る費用について所要の単価を下回る単価に
基づく収支見積りとなっていないこと。

③ 事業収支見積書について計画期間中毎年連続で赤字となっていないこと。

④ 許可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超
過ではないこと。

(削除)

(11)～(16) (略)

2. 事業許可の更新（法第8条）

(1) (略)

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について

- 1 略
- 2 略

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第
1項）

(1)～(9) (略)

(10) 事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を
有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ヘ)のそれぞれにつ
いて記載するものとする。

(イ) 営業収益

(ロ) (9)①(ハ)～(ヌ)に係る費用

(ハ) 適正化機関に納入する負担金の額

(ニ) 営業外収益

(ホ) 営業外費用

(ヘ) 他事業からの繰入

② (9)①(ハ)～(ヌ)に係る費用について所要の単価を下回る単価に
基づく収支見積りとなっていないこと。

③ 事業収支見積書について計画期間中毎年連続で赤字となっていないこと。

④ 許可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超
過ではないこと。

⑤ 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を
有しているかどうかについて、専門的な知見を有する者から見て適切なも
のであること。

(11)～(16) (略)

2. 事業許可の更新（法第8条）

(1) (略)

(2) 1. (9) 及び (10) に加え、次の (イ) 及び (ロ) を提出させることとする。なお、(ロ) については、専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。

- (イ) 安全投資実績
- (ロ) 事業収支実績報告書

(3) (1) に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし (イ) については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

(イ) 許可を申請する年の直近 1 事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近 3 事業年度の収支が連続で赤字である場合

(ロ) **最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合**

(ハ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けている場合

(ニ) 前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時まで「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成 21 年 10 月 16 日国官運安第 156 号・国自安第 88 号・国自貨第 95 号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

(4) ~ (5) (略)

3. 事業計画の変更の認可（法第 15 条第 1 項）
(略)

4. 事業の譲渡譲受の認可（法第 36 条第 1 項）
(略)

5. 合併、分割又は相続の認可（法第 36 条第 2 項又は法第 37 条第 1 項）
(1) ~ (3) (略)

(4) 事業許可の更新期限については、合併する者がいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、有効期間が短い者の更新期限とする。ただし、**吸収合併する場合は、吸収合併する者の更新期限とする。**

また、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていない者が一般貸切旅客自動車運送事業者を吸収合併する場合は、後者の更新期限とする。

(5) (略)

6. 事業の管理の受委託の許可（法第 35 条第 1 項）
(略)

(2) 1. (9) 及び (10) に加え、次の (イ) 及び (ロ) を提出させることとする。

- (イ) 安全投資実績
- (ロ) 事業収支実績報告書

(3) (1) に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし (イ) については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

(イ) 許可を申請する年の直近 1 事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近 3 事業年度の収支が連続で赤字である場合

(新設)

(ロ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けている場合

(ハ) 前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時まで「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成 21 年 10 月 16 日国官運安第 156 号・国自安第 88 号・国自貨第 95 号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

(4) ~ (5) (略)

3. 事業計画の変更の認可（法第 15 条第 1 項）
(略)

4. 事業の譲渡譲受の認可（法第 36 条第 1 項）
(略)

5. 合併、分割又は相続の認可（法第 36 条第 2 項又は法第 37 条第 1 項）
(1) ~ (3) (略)

(4) 事業許可の更新期限については、合併する者がいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、有効期間が短い者の更新期限とする。

(5) (略)

6. 事業の管理の受委託の許可（法第 35 条第 1 項）
(略)

7. 運送約款の認可（法第11条第1項）
（略）

8. 許可又は認可に付した条件の変更等
（略）

9. 挙証等
（略）

附 則（平成14年1月30日 国自旅第159号）

- 1 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 1（10）②、2（2）①及び2（2）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年6月27日 国自旅第69号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自総第138号、国自旅第76号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成18年4月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年1月20日 国自旅第226号）

本処理方針は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月29日 国自旅第183号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

7. 運送約款の認可（法第11条第1項）
（略）

8. 許可又は認可に付した条件の変更等
（略）

9. 挙証等
（略）

附 則（平成14年1月30日 国自旅第159号）

- 1 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 1（10）②、2（2）①及び2（2）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年6月27日 国自旅第69号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自総第138号、国自旅第76号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成18年4月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年1月20日 国自旅第226号）

本処理方針は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月29日 国自旅第183号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第117号）
本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第146号）
1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月31日 国自旅第271号）
本処理方針は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第436号）
本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年10月10日 国自旅第172号）
本処理方針は、平成26年10月17日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年11月1日 国自旅第200号）
本処理方針は、平成28年12月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。ただし、1. (12)③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第295号）
本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成29年2月28日 国自旅第363号）
1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. 平成29年4月1日から6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書並びに安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年6月30日までに提出するものとする。

3. 平成28年12月末日までに事業許可を受けた者については、平成29年3月末日までに、事業許可の初回更新日を通知するものとする。

(削除)
4. 2. (3) (ハ) 及び (ニ) については、平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び平成29年3月31日までに受理された申請であって、平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り事業許可の初回更新時には適用しないものとする。

5. 3. 事業計画の変更の認可について、平成29年3月31日までに事業許可を

附 則（平成20年6月27日 国自旅第117号）
本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第146号）
1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月31日 国自旅第271号）
本処理方針は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第436号）
本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年10月10日 国自旅第172号）
本処理方針は、平成26年10月17日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年11月1日 国自旅第200号）
本処理方針は、平成28年12月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。ただし、1. (12)③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第295号）
本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成29年 2月28日 国自旅第363号）
1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. 平成29年4月1日から6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書は平成29年6月30日までに提出するものとする。

3. 平成28年12月末日までに事業許可を受けた者については、平成29年3月末日までに、事業許可の初回更新日を通知するものとする。

4. 2. (2) については、事業許可の初回更新時にも適用するものとする。
5. 2. (3) (ロ) 及び (ハ) については、平成29年3月31日までに認可を受けていたものに限り、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。

6. 3. 事業計画の変更の認可について、平成29年3月31日までに事業許可を

受けた者にあつては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、1.(9)及び(10)は適用しないものとする。

附 則（平成29年6月7日 国自旅第53号）

1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 平成29年2月28日国自旅第363号附則第2項を次のとおり改める。
 2. 平成29年4月1日から6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書並びに安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年6月30日までに提出するものとする。
3. 平成29年2月28日国自旅第363号附則第5項を次のとおり改める。
 5. 2.(3)(ハ)及び(ニ)については、平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び平成29年3月31日までに受理された申請であつて平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。
4. 平成29年2月28日国自旅第363号附則第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

受けた者にあつては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、1.(9)及び(10)は適用しないものとする。